

堺市介護予防・日常生活支援総合事業  
(サービス・活動事業)

令和8年4月

堺市 健康福祉局 長寿社会部  
長寿支援課

## 目次

1 介護予防・日常生活支援総合事業について	・・・・・・・・1
2 訪問型サービス	・・・・・・・・3
3 通所型サービス	・・・・・・・・11
4 ケアマネジメント	・・・・・・・・17
5 サービスの利用回数と併用	・・・・・・・・18
6 対象者・利用の流れ	・・・・・・・・19
7 事業所指定	・・・・・・・・22

総合事業の各種資料は、次のホームページをご確認ください。

[堺市ホームページ](#) > [健康・福祉](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者福祉](#) > [事業者向け情報](#) > [総合事業](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業（事業者用）](#)

<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/jigyo/sougou/sougoujigyou.html>

# 1 介護予防・日常生活支援総合事業について

## (1) 趣旨

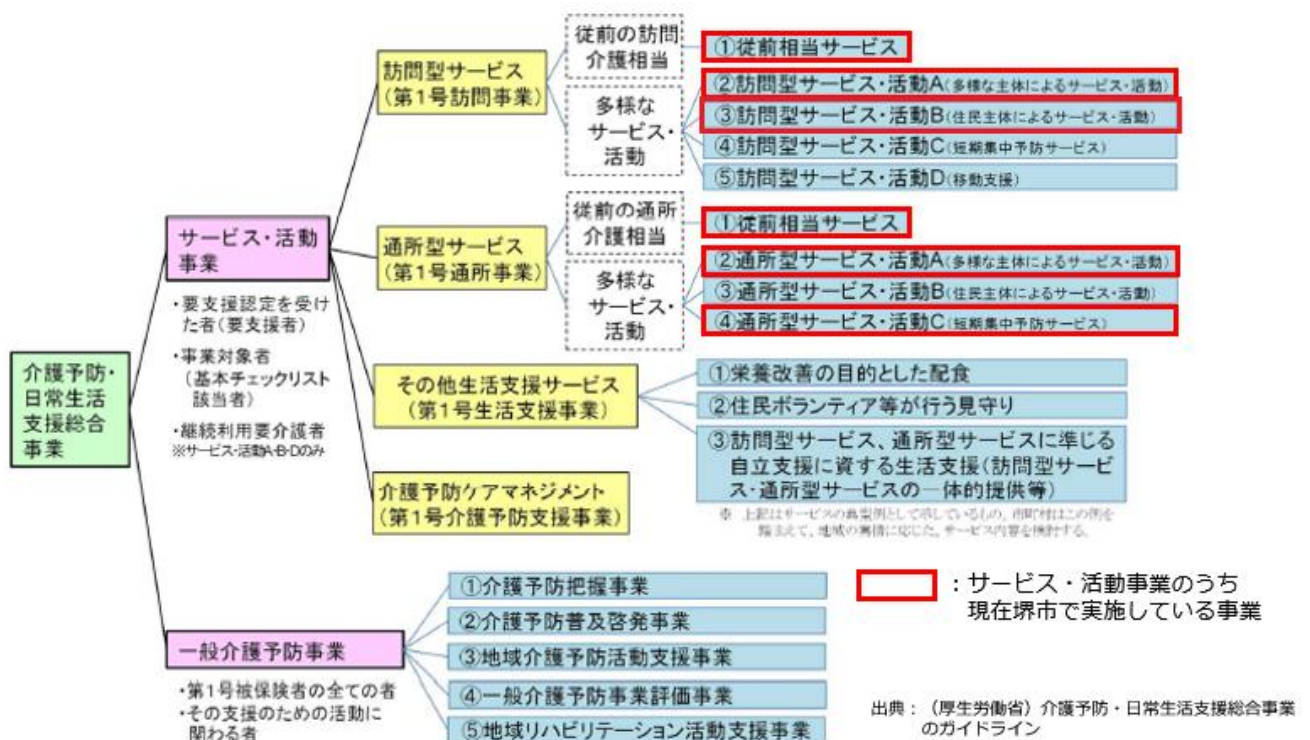
団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年以降、少子化を背景として生産年齢人口（現役世代）は減少し、医療・介護の専門職の担い手の確保は困難となる一方で、介護ニーズの高い85歳以上人口は令和17（2035）年頃まで一貫して増加し、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）や介護サービスによる支援を必要とする高齢者は増加していきます。加えて、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが重要です。

総合事業は、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、また、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的としています。

（厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」より引用）

## (2) 総合事業の全体像

総合事業は下図のとおり、①サービス・活動事業と②一般介護予防事業で構成されています。



※ 本資料では、「サービス・活動事業」について記載しています。

(3) 堺市のサービス・活動事業（訪問型サービス・通所型サービス）

	名称	実施方法	概要
訪問型サービス	介護予防 訪問サービス(※)	指定	ホームヘルパーによる掃除・洗濯などの生活援助や身体介護
	担い手登録型 訪問サービス	委託	堺市の生活援助サービス従事者研修修了者による掃除・洗濯などの生活援助
	住民主体型 訪問サービス	団体への補助	地域のボランティアグループなどが行う生活援助をはじめとした多様なサービス
通所型サービス	介護予防 通所サービス(※)	指定	デイサービスセンターで、専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎
	担い手登録型 通所サービス	委託	従事者の要件を緩和した運動、レクリエーションなど生活機能向上のための多様なサービス
	短期集中 通所サービス	委託	機能訓練指導員などによる、転倒予防や足腰の筋力保持・増進のための短期間（3か月～6か月）の機能訓練

※障害福祉サービス事業所が指定を受けて実施する「共生型介護予防訪問サービス」及び「共生型介護予防通所サービス」もあります。

## 2 訪問型サービス

### (1) 概要

	介護予防訪問サービス	担い手登録型訪問サービス	住民主体型訪問サービス	
サービス内容	身体介護(入浴介助、買い物同行等) 生活援助(掃除、買い物代行、調理、洗濯、薬の受け取り等)	生活援助(掃除、買い物代行、調理、洗濯、薬の受け取り等) <u>※身体介護を除く</u>	生活援助をはじめとした多様なサービス <u>※活動団体により異なる</u>	
対象者像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護のサービスが必要</li> <li>・専門職によるサービスが必要な方</li> </ul> (例) 認知機能の低下や精神的障害がある、疾患により状態が不安定 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずしも専門職によるサービスを必要せず、生活援助のみ必要な方等</li> </ul> (例) ADL が自立している、比較的状态が安定している 等		
人員	管理者	常勤・専従 1 名	1 名	—
	従事者	常勤換算 2.5 名以上 資格要件: <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士</li> <li>・実務者/初任者研修等修了者</li> </ul>	必要数(定期訪問が可能な体制) 資格要件: <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士</li> <li>・実務者/初任者研修等修了者</li> <li>・旧訪問介護員3級修了者</li> <li>・堺市生活援助サービス従事者研修修了者</li> </ul>	資格要件なし (ボランティア)
	サービス提供責任者	資格要件: <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士</li> <li>・実務者研修修了者</li> <li>・3年以上介護等に従事した初任者研修等修了者</li> </ul>	資格要件: <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士</li> <li>・実務者/初任者研修等修了者</li> <li>・旧訪問介護員3級修了者</li> <li>・堺市生活援助サービス従事者研修修了者</li> </ul>	—
運 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明、同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従業者の健康状態の管理</li> <li>・秘密保持、事故発生時の対応等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な個別サービス計画の作成</li> <li>・サービス内容等の説明</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従業者の健康状態の管理</li> <li>・秘密保持、事故発生時の対応等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な個別サービス計画の作成(利用対象者のみ)</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従業者の健康状態の管理</li> <li>・秘密保持、事故発生時の対応等</li> </ul>	

報酬	1回につき 287 単位 (3,070 円)	1回につき 206 単位 (2,204 円)	-
サービスコード	A2(給付制限 3 割または 4 割 負担者は A3)	A4	なし
利用者負担	介護給付と同じ (所得に応じ、1 割～4 割)	所得に応じ、1 回 200 円～ 800 円	活動団体ごとに金額を設定
限度額管理	あり	あり	-
実施方法	指定	委託	団体への補助
請求・支払	国保連経由で審査・支払	市又は国保連で審査・支払	利用者が活動団体に直接支払

※「共生型介護予防訪問サービス」は、別途基準があります。

## (2) 介護予防訪問サービス

### ① 概要

- ・従来の訪問介護と同様のサービス
- ・ホームヘルパーによる掃除・洗濯などの生活援助や身体介護

### ② 対象者

- ・要支援1、要支援2、事業対象者

### ③ 算定

- ・サービスコードに基づき、出来高単価（1回あたりの単価）または月額報酬（1月あたりの単価）で算定します
- ・利用回数の区分は、ケアプランに位置づけている回数（「週〇回程度」）で決定します
- ・給付制限により利用者負担割合が3割または4割となっている場合は『A3』のサービスコードを使用してください

【A2 サービスコード表抜粋】

1 単位=10.7 円

利用回数	サービスコード		サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位
週1回程度 (1月に4回以上のとき)	A2	1111	訪問型独自サービス 11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,176	1月につき
週2回程度 (1月に8回以上のとき)	A2	1211	訪問型独自サービス 12		2,349	
週2回を超える (1月に12回以上のとき)	A2	1321	訪問型独自サービス 13		3,727	
週1回程度 (1月に3回までのとき)	A2	2411	訪問型独自サービス 21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	287	1回につき
週2回程度 (1月に7回までのとき)						
週2回を超える (1月に11回までのとき)						

【算定例】

事例			算定方法	コード
1	週1回程度の利用者に	月3回サービスを提供	287 単位×3 回	2411
2		月5回サービスを提供	1,176 単位	1111
3		5回利用予定の月に4回サービスを提供	1,176 単位	1111
4		状態変化があったため、月6回サービスを提供	1,176 単位	1111
5		状態変化があったため、週2回程度にケアプランを変更し、月6回サービスを提供	287 単位×6 回	2411

※暦上、第5週目がある月に関しては、第5週目もサービスの提供が必要です。

※「共生型介護予防訪問サービス」のサービスコードは、別にあります。

### (3) 担い手登録型訪問サービス

#### ① 概要

- ・1回 45～60分の生活援助(介護予防訪問サービスから「身体介護」を除いたもの)
  - ・従事者の要件を緩和したサービス
- ※堺市が実施する「生活援助サービス従事者研修」の修了者は従事可能

本サービスは、「介護予防訪問サービス」と同様、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に利用できるサービスです。

#### ② 対象者

- ・要支援1、要支援2、事業対象者
- ・継続利用要介護者

※要支援1、2、事業対象者のときから担い手登録型訪問サービスを利用していた方は、要介護認定を受けた後も継続して同サービスの利用が可能です。

継続利用要介護者の担い手登録型訪問サービスの利用については、地域包括支援センター、ケアマネジャー、サービス提供事業所、本人、本人のご家族等と話し合った上で決定してください。

#### ③ 算定方法【A4 サービスコード表抜粋】

1単位＝10.7円

対象者	利用回数	サービスコード		サービス内容略称	報酬	算定単位
要支援1・2 事業対象者 継続利用要介護者	週1回程度 (1月につき5回まで)	A4	1001	担い手訪問サービスI・週1	206単位	1回につき
	週2回程度 (1月につき10回まで)	A4	1002	担い手訪問サービスI・週2	206単位	
要支援2 事業対象者 継続利用要介護者	週3回程度 (1月につき15回まで)	A4	1003	担い手訪問サービスI・週3	206単位	

※請求方法は「堺市に直接請求」又は「国保連に伝送」のいずれかを選択できます。

#### 【利用者負担】 ※生活保護受給者は0円

区分	利用者負担(1回につき)
負担割合1割	200円
負担割合2割	400円
負担割合3割	600円
負担割合4割	800円

#### ④ 介護予防訪問サービスとの主な違い

堺市からの委託により実施するサービスであるため、利用者との契約は不要です。

ただし、利用者に対しサービス内容や利用者負担、サービス計画書等について説明し交付する必要があります。

⑤ 委託要件

- 単独で「担い手登録型訪問サービス」を実施する場合、人員基準等（3ページ参照）を満たす必要があります。
- 「介護予防訪問サービス」の指定を受けている事業者は、「介護予防訪問サービス」の人員基準の範囲内（※）で「担い手登録型訪問サービス」の利用者を受け入れる場合は、人員及び設備はそのまま「担い手登録型訪問サービス」を実施することが可能です（ただし、従事者は、介護予防訪問サービスに従事できる初任者研修修了者等ではなく、堺市生活援助サービス従事者研修修了者が望ましい）  
※両サービスの利用者の合計数が、サービス提供責任者の配置基準（利用者40人に対し1人以上配置）を満たしていること。

#### (4) 住民主体型訪問サービス

##### ① 概要

- ・地域のボランティアグループなどが主体となって行う生活援助をはじめとした多様なサービス

※利用回数の制限なし。また、恒常的な利用だけでなく単発利用も可能です。

##### <サービス内容>

提供内容は活動団体ごとに異なり、下記ア～チの中から活動団体が任意で選択します。

※活動団体ごとの提供内容は、市ホームページで確認してください。

ア	掃除（居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し）
イ	洗濯（洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）、洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけ）
ウ	ベッドメイク（利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等）
エ	衣類の整理・被服の補修（夏・冬物等の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等）
オ	調理・配下膳（一般的な調理、配膳、後片付け）
カ	買い物・薬の受け取り（日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）、
キ	草むしり、花木の水やり
ク	植木のせん定等の園芸作業
ケ	犬の散歩等ペットの世話
コ	家具・電気器具等の組み立て・設置・移動
サ	大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
シ	配食（ただし、安否確認等の見守りも行うこと。利用者への手渡しが望ましい）
ス	正月等のために特別な手間をかけて行う調理等の作業
セ	郵便物・書類等の代読
ソ	パソコン・スマホ等の電子機器の操作の補助
タ	散歩・買い物等外出時の付き添い
チ	見守り・話し相手（ただし、家族のレスパイトを目的とするものに限る）

##### ② 対象者

- ・要支援1、要支援2、事業対象者
- ・継続利用要介護者

※要支援1、2、事業対象者のときから担い手登録型訪問サービスを利用していた方は、要介護認定を受けた後も継続して同サービスの利用が可能です。

継続利用要介護者の住民主体型訪問サービスの利用については、地域包括支援センター、ケアマネジャー、活動団体、本人、本人のご家族等と話し合った上で決定してください。

##### ③ 利用者負担

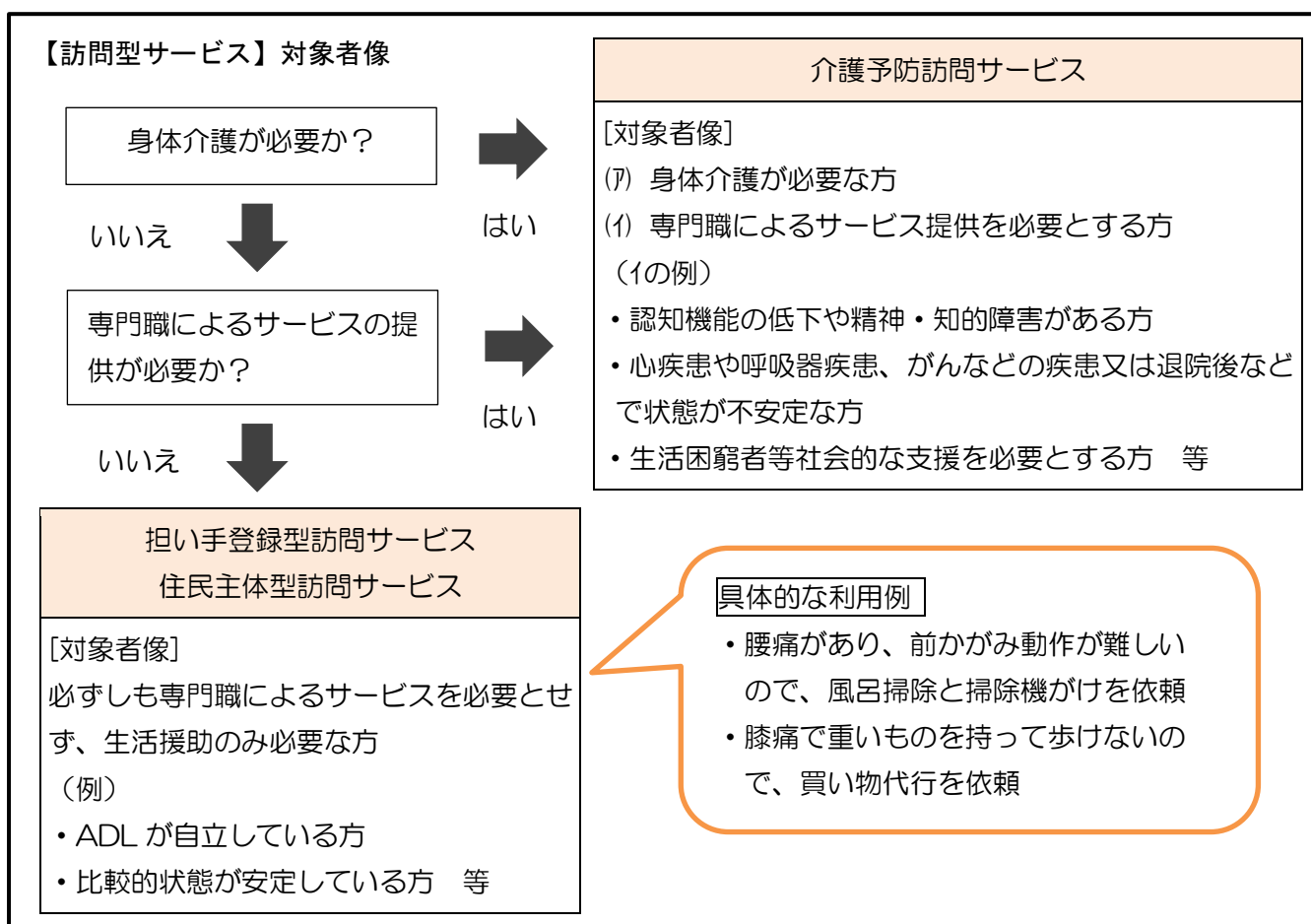
利用料金は利用者が団体に直接支払います。

※金額は活動団体ごとに異なりますので、市ホームページで確認してください。

## (5) 訪問型サービスの対象者像の基準

### ① 概要

訪問型サービスには「介護予防訪問サービス」、「担い手登録型訪問サービス」、「住民主体型訪問サービス」の3種類あります。各サービスの対象者像は以下のとおりです。



### ② 趣旨

担い手登録型訪問サービスは、従事者の基準を緩和したサービスであり、堺市が実施する「生活援助サービス従事者研修」（研修時間 12 時間）の修了者が従事できるサービスで、掃除・洗濯・調理などの生活援助を提供するものです。

また、住民主体型訪問サービスは、地域で活動するボランティアグループなどが、生活援助をはじめとした多様なサービスを提供するものです。

これらのサービスは、利用者の状態に合った選択肢の拡大と介護人材の裾野を広げることを目的としています。

このことから、訪問型サービスの新たな利用者のうち、「必ずしも専門職によるサービスを必要とせず、生活援助のみ必要な方」については、担い手登録型訪問サービスや住民主体型訪問サービスの利用について、積極的な検討をお願いします。

なお、住民主体型訪問サービスは、高齢者の自立した生活環境の維持・向上だけではなく、地域のつながりの醸成や支援の担い手となることによる高齢者自身の社会参加・介護予防の促進を図ることも目的としています。

③【担い手登録型訪問サービス事業所一覧掲載箇所（堺市ホームページ）】

[トップページ](#) → [健康・福祉](#) → [福祉・介護](#) → [高齢者福祉](#) → [事業者向け情報](#) →  
[総合事業](#) → [介護予防・日常生活支援総合事業（事業者用）](#) **3 事業所一覧**

④【住民主体型訪問サービス（堺市ホームページ）】

[トップページ](#) → [健康・福祉](#) → [福祉・介護](#) → [高齢者福祉](#) → [事業者向け情報](#) →  
[総合事業](#) → [住民主体型訪問サービス](#)

### 3 通所型サービス

#### (1) 概要

項目		介護予防通所サービス	担い手登録型通所サービス	短期集中通所サービス
サービス内容		機能訓練、レクリエーション、送迎等	運動、レクリエーションの場等	専門職による短時間・短期間の機能訓練
人員等	管理者	常勤・専従 1 名 資格要件:なし	1 名 資格要件:生活相談員、看護職員、機能訓練員、介護福祉士、初任者研修、堺市生活援助サービス従事者研修修了者等 (従事者が上記資格を有していれば不要)	1 名 資格要件:なし
	従事者	資格要件:なし 従事者:利用定員 ～15 人 専従 1 名以上 15 人～ 利用者 1 人に専従 0.2 名以上	資格要件:管理者欄参照 従事者:利用定員 ～15 人 1 名以上 15 人～ 必要数を追加	資格要件:機能訓練指導員(理学療法士、看護師、健康運動指導士等)※1 回 1 時間以上の場合、理学療法士又は作業療法士 1 名必置 従事者:利用定員 10 人に 1 名以上
	生活相談員	1 名以上	-	-
	看護職員	1 名以上	-	-
	機能訓練指導員	1 名以上	-	-
設 備	3 m <sup>2</sup> ×利用定員以上 等	3 m <sup>2</sup> ×利用定員以上 等	3 m <sup>2</sup> ×利用定員以上 等	
運 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明、同意</li> <li>・従業者の健康状態の管理</li> <li>・秘密保持、事故発生時の対応</li> <li>・提供拒否の禁止 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な個別サービス計画の作成</li> <li>・サービス内容等の説明</li> <li>・従業者の健康状態の管理</li> <li>・秘密保持、事故発生時の対応</li> <li>・提供拒否の禁止 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・サービス内容等の説明</li> <li>・従業者の健康状態の管理</li> <li>・秘密保持、事故発生時の対応</li> <li>・提供拒否の禁止 等</li> </ul>	
報 酬	1 回 436 単位(4,556 円)、 1 回 447 単位(4,671 円)等	1 回 213 単位(2,225 円) 等	1 回 358 単位(3,741 円)等	
サービスコード	A6 または A7	A8	-	
利用者負担	介護給付と同じ (所得に応じ、1割～4割)	所得に応じ 1 回 200 円～800 円	1 回 300 円	
限度額管理	あり	あり	なし	
実施方法	指定	委託		
請求・支払	国保連経由で審査・支払	市又は国保連で審査・支払	市で審査・支払	

※「共生型介護予防通所サービス」は、別途基準があります。

## (2) 介護予防通所サービス

### ① 概要

- ・従来の通所介護と同様のサービス
- ・デイサービスセンターで専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎

### ②対象者

- ・要支援1、要支援2、事業対象者

### ③ 算定

- ・サービスコードに基づき、出来高単価（1回あたりの単価）または月額報酬（1月あたりの単価）で算定します
- ・利用回数の区分は、ケアプランに位置づけている回数（「週〇回程度」）で決定します
- ・給付制限により利用者負担割合が3割または4割となっている場合は『A7』のサービスコードを使用してください

【A6 サービスコード表（抜粋）】（加算・減算は省略しています）

1 単位＝10.45 円

対象者	利用回数	サービスコード		サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位
要支援1 事業対象者	週1回程度 (1月に4回以上のとき)	A6	1111	通所型独自サービス11	1週当たりの 標準的な回 数を定める 場合	1,798	1月 につき
要支援2	週1回程度 (1月に4回以上のとき)	A6	1221	通所型独自サービス /212		1,798	
要支援2 事業対象者	週2回程度 (1月に8回以上のとき)	A6	1121	通所型独自サービス12		3,621	
要支援1 事業対象者	週1回程度 (1月に3回までのとき)	A6	1113	通所型独自サービス21	1月当り の回数を定 める場合	436	1回 につき
要支援2	週1回程度 (1月に3回までのとき)	A6	1223	通所型独自サービス /222		447	
要支援2 事業対象者	週2回程度 (1月に7回までのとき)	A6	1123	通所型独自サービス22		447	

【算定例】

事例		算定方法	コード	
1	要支援2、 週1回程度の 利用者の場合	月3回サービスを提供	447単位×3回	1223
2		月5回サービスを提供	1,798単位	1221
3		月5回サービスの提供を予定していたが、利用者側の事情により、月4回の提供となった	1,798単位	1221
4		利用者の状態変化があったため、月6回サービスを提供	1,798単位	1221
5		状態変化があったため、週2回程度にケアプランを変更し、月6回サービスを提供	447単位×6回	1123

※暦上、第5週目がある月に関しては、第5週目もサービスの提供が必要です。

※「共生型介護予防通所サービス」のサービスコードは別にあります。

### (3) 担い手登録型通所サービス

#### ① 概要

- ・従事者の要件を緩和した運動、レクリエーションなど、生活機能向上のための多様なサービス（1回2時間以上のサービス）

#### ② 対象者

- ・要支援1、要支援2、事業対象者
- ・継続利用要介護者

※要支援1、2、事業対象者のときから担い手登録型通所サービスを利用していた方は、要介護認定を受けた後も継続して同サービスの利用が可能です。

継続利用要介護者の担い手登録型通所サービスの利用については、地域包括支援センター、ケアマネジャー、サービス提供事業所、本人、本人のご家族等と話し合った上で決定してください。

#### ③ 算定方法【A8 サービスコード表抜粋】

1 単位=10.45 円

対象者	利用回数	サービスコード	サービス内容略称	報酬	算定単位
要支援1・2 事業対象者 継続利用要介護者	週1回 程度	A8 1009	担い手通所サービスⅠ・週1	213 単位	1回につき
		A8 1010	担い手通所サービスⅠ・送迎加算週1	35 単位	片道につき
		A8 1011	担い手通所サービスⅠ・入浴加算週1	35 単位	1回につき
要支援2 事業対象者 継続利用要介護者	週2回 程度	A8 1013	担い手通所サービスⅠ・週2	213 単位	1回につき
		A8 1014	担い手通所サービスⅠ・送迎加算週2	35 単位	片道につき
		A8 1015	担い手通所サービスⅠ・入浴加算週2	35 単位	1回につき

※請求方法は「堺市へ直接請求」又は「国保連へ伝送」のいずれかを選択できます。

【利用者負担】 ※ 生活保護受給者は0円

区分	利用者負担(1回につき)		
	基本単位	送迎加算	入浴加算
負担割合1割	200 円	50 円	50 円
負担割合2割	400 円	100 円	100 円
負担割合3割	600 円	150 円	150 円
負担割合4割	800 円	200 円	200 円

④ 介護予防通所サービスとの主な違い

- 堺市からの委託により実施するサービスであるため、利用者との契約は不要です。ただし、利用者に対し、サービス内容や利用者負担、サービス計画書等について説明し交付する必要があります。

⑤ 委託要件

- 単独で「担い手登録型通所サービス」を実施する場合、人員基準等（8ページ参照）を満たす必要があります。
- 「介護予防通所サービス」の指定を受けている事業者は、「介護予防通所サービス」の人員及び設備基準の範囲内（※）で「担い手登録型通所サービス」の利用者を受け入れる場合は、人員及び設備はそのまま「担い手登録型通所サービス」を実施することが可能です。

※ 両サービスの利用者の合計数が、介護職員の配置基準（利用者 15 人までは 1 名以上、15 人からは利用者 1 人に 0.2 名以上）、及び、面積基準（3 m<sup>2</sup>×利用定員以上）を満たしていること。

⑥ 【担い手登録型通所サービス事業所一覧掲載箇所（堺市ホームページ）】

[トップページ](#) → [健康・福祉](#) → [福祉・介護](#) → [高齢者福祉](#) → [事業者向け情報](#) → [総合事業](#) → [介護予防・日常生活支援総合事業（事業者用）](#) [3 事業所一覧](#)

#### (4) 短期集中通所サービス

##### ① 概要

機能訓練指導員などによる、転倒予防や足腰の筋力保持・増進のための短期間の機能訓練（週 1～2 回、1 回あたり 1 時間以上又は 2 時間程度）

機能訓練指導員等が短期・集中的に介入し支援することで、買い物や掃除などの生活行為（IADL）の改善をめざすサービスです。

原則 3 か月の利用となりますが、地域包括支援センター等によるケアマネジメントにおいて必要と認められた参加者は、3 か月の延長が可能です。

地域への社会参加を促しセルフケア能力を高め、事業終了後も継続して介護予防に取り組めるようにします。

##### ② 対象者

要支援 1、要支援 2、事業対象者

##### ③ 算定

対象者	利用回数	報酬	算定単位	算定可能回数
要支援 1・2 事業対象者	週 1 回	358 単位 (3,741 円)	1 回につき	3 か月で 12 回まで
要支援 1・2 事業対象者	週 2 回	358 単位 (3,741 円)	1 回につき	3 か月で 24 回まで

・送迎加算：片道につき 47 単位（491 円）、初回訪問加算：1 回につき 308 単位（3,218 円）

※請求方法は、「堺市へ直接請求」のみです

##### 【利用者負担】

区分	利用者負担(1回につき)
生活保護受給者	0 円
その他	300 円

##### ④ 介護予防通所サービスとの主な違い

堺市からの委託により実施するサービスであり、利用者との契約は不要です。

ただし、利用者に対し、サービス内容や利用者負担、サービス計画書等について説明し交付する必要があります。

##### ⑤ 委託要件

- ・単独で「短期集中通所サービス」を実施する場合、人員基準等（8 ページ参照）を満たす必要があります。
- ・「介護予防通所サービス」の指定を受けている事業者は、「介護予防通所サービス」の人員及び設備基準の範囲内（※）で「短期集中通所サービス」の利用者を受け入れる、かつ利用者 10 名に対して機能訓練指導員 1 名以上であれば、人員及び設備はその

ままで「短期集中通所サービス」を実施することができます。

※ 両サービスの利用者の合計数が、介護職員の配置基準（利用者 15 人までは 1 名以上、15 人からは利用者 1 人に 0.2 名以上）及び面積基準（3 m<sup>2</sup>×利用定員以上）を満たしていること。

- 1 回 1 時間以上のサービスを提供する場合は、理学療法士又は作業療法士 1 名の配置が必須です。

#### ⑥ サービスの利用について

通所型サービスの新たな利用者のうち、「状態の改善が見込める方」（例：退院や傷病後で一時的に支援が必要な方、退院後や閉じこもりなどにより体力の改善が必要な方など）については、短期集中通所サービスの利用について積極的な検討をお願いします。

#### ⑦ 【短期集中通所サービス事業所一覧掲載箇所（堺市ホームページ）】

[トップページ](#) → [健康・福祉](#) → [福祉・介護](#) → [高齢者福祉](#) → [事業者向け情報](#) → [総合事業](#) → [介護予防・日常生活支援総合事業（事業者用）](#) [3 事業所一覧](#)

#### 4 ケアマネジメント

	介護予防支援【参考】	介護予防ケアマネジメント	初回型ケアマネジメント
内 容	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプラン確定・交付 →サービス利用開始 →モニタリング	左記と同様	アセスメント →簡易ケアプラン原案作成 →利用者への説明・同意 →サービス提供者への説明 →サービス利用開始 →モニタリング (※) ※短期集中通所サービスについては概ね3か月後に1回実施
対象者	要支援 1・2	要支援 1・2、事業対象者	要支援 1・2、事業対象者
利用サービス	予防給付のみ 又は 予防給付+サービス・活動事業	サービス・活動事業のみ (右記の場合を除く)	・短期集中通所サービス ・住民主体型訪問サービス
報酬	開始月	742 単位 (初回加算 300 単位)	【短期集中通所サービス】 742 単位(3か月後のモニタリングを含む単位) 【住民主体型訪問サービス】 442 単位(3か月後のモニタリングなし)
	2月目以降	442 単位	—
請求・支払	国保連経由で審査・支払		
原案作成委託	可		

※詳細については「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務マニュアル」「初回型ケアマネジメント手引き」をご参照ください。

※継続利用要介護者のケアマネジメントの実施手法は下記のとおりです。

利用サービス	実施主体	ケアマネジメントの種類
担い手登録型サービスのみ	地域包括支援センター	介護予防ケアマネジメント (AF)
介護給付+担い手登録型サービス	居宅介護支援事業所	居宅介護支援 (46)

## 5 サービスの利用回数と併用

### 【利用回数】

訪問型サービス	要支援1は、週2回まで 要支援2及び事業対象者は、週3回まで
通所型サービス	要支援2及び事業対象者は、週2回まで (要支援1は週1回までのため、併用不可)

### 【介護予防サービスと担い手登録型サービスの併用】

組み合わせ	併用方法	併用不可の例
介護予防訪問サービス + 担い手登録型訪問サービス	各サービスを週1回以上利用する必要があります (例) 介護予防訪問サービスを週1回利用	各サービスを隔週で利用することはできません (例) 介護予防訪問サービスを第1週と第3週に利用
介護予防通所サービス + 担い手登録型通所サービス	+ 担い手登録型訪問サービスを週1回利用	+ 担い手登録型訪問サービスを第2週と第4週に利用

※短期集中通所サービスは他の通所型サービスとの併用不可

### 【介護予防訪問・担い手登録型訪問サービスと住民主体型訪問サービスの併用について】

上の表の併用不可の例と同様に、住民主体型訪問サービスについても、介護予防訪問サービスや担い手登録型訪問サービスと組み合わせて隔週で利用することはできません。

介護予防訪問サービスや担い手登録型訪問サービスを利用している方が、住民主体型訪問サービスを利用することは可能ですが、担当ケアマネジャーは本人の意向も尊重しながら、また、高齢者の自立支援・重度化防止の観点を踏まえて、サービス利用について検討してください。

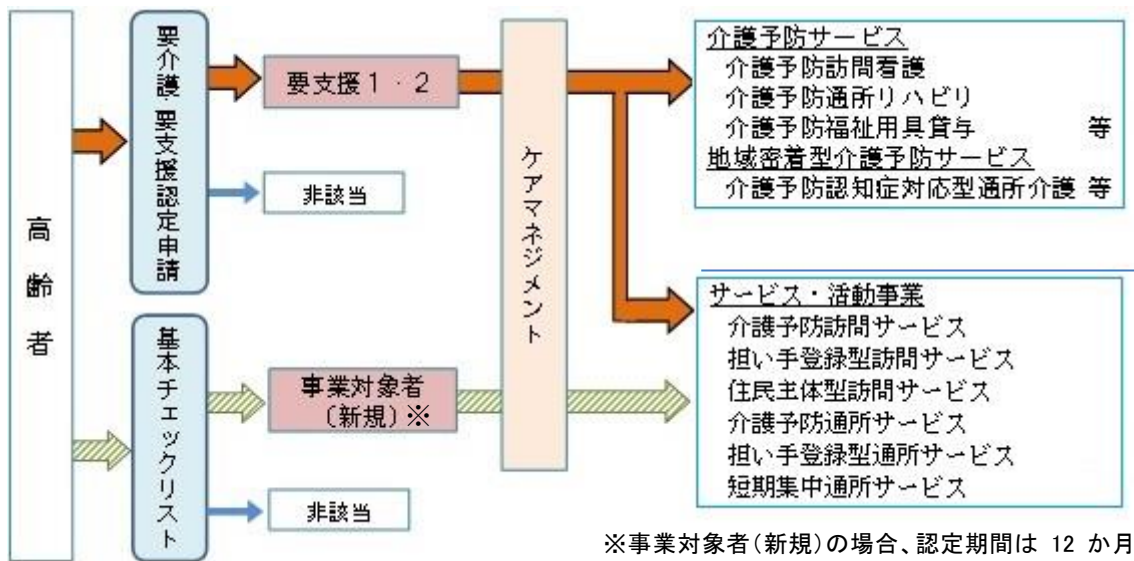
また、P.9に記載のとおり、「必ずしも専門職によるサービスを必要とせず、生活援助のみ必要な方」については、担い手登録型訪問サービスや住民主体型訪問サービスの利用について検討するとともに、介護予防訪問サービスの利用者のうち、前述の状態像に該当する方については、これらのサービスへの移行についても検討をお願いします。

## 6 対象者・利用の流れ

区分		支給限度額	認定期間 (最大)
要支援1	要支援1の認定を受けた方	5,032単位	新規：12か月
要支援2	要支援2の認定を受けた方	10,531単位	更新：48か月
事業対象者	基本チェックリストにより事業対象者と判定された方（1号被保険者のみ）	5,032単位	新規：12か月 更新：期間なし

### (1) 新規

短期間（12か月）の支援により状態改善の見込みのある方は、基本チェックリストにより事業対象者と判定されれば、サービス・活動事業を利用できます。



区分	利用可能サービス	対象者の状態像（めやす）
要支援1	介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防サービスが必要な方</li> <li>継続的に介護予防・生活支援サービスが必要な方</li> <li>状態が安定していない方</li> </ul>
要支援2	サービス・活動事業	
事業対象者 (新規)	サービス・活動事業 (12か月)	12か月以内に状態改善の見込みのある方 (例)・退院や傷病後で一時的に支援が必要な方 ・退院後や閉じこもりなどにより、体力の改善が必要な方

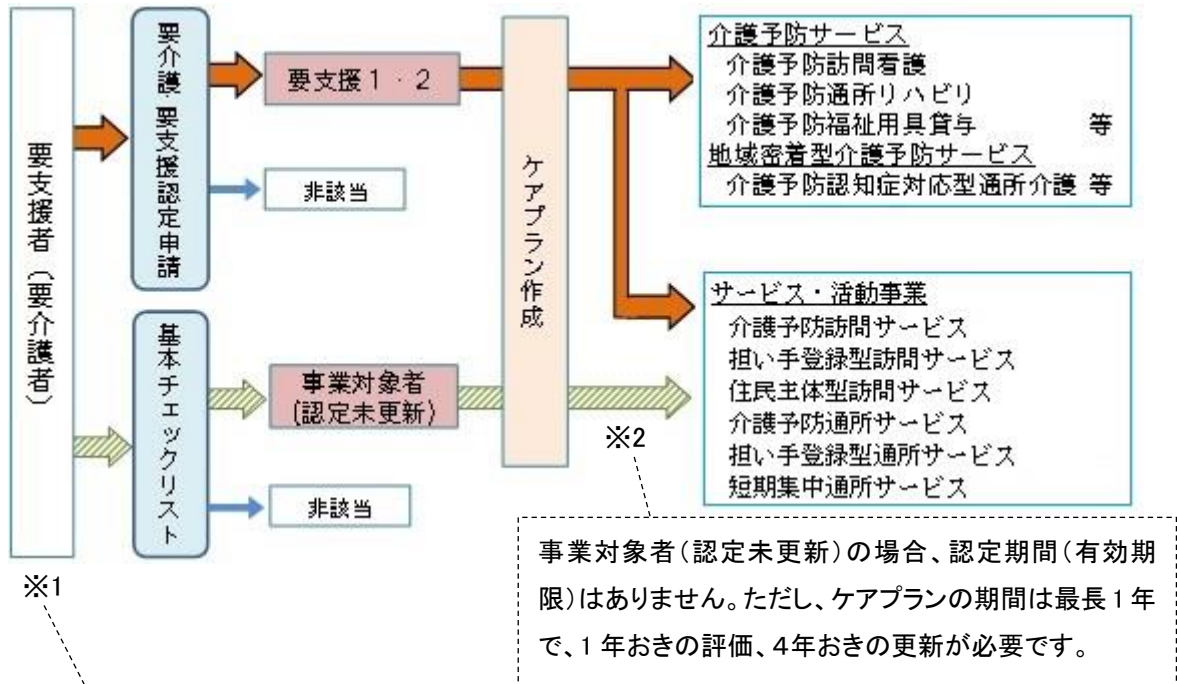
※1 事業対象者（新規）の期間の延長はできません。継続してサービスが必要となった場合は、要介護・要支援認定申請を行ってください。

※2 要介護・要支援認定申請と基本チェックリスト届出を同時に行うことはできません。

※3 再度、事業対象者（新規）となれるのは、異なる原因によりサービスが必要となった場合です。

(2) 更新

認定更新のときは「要介護・要支援認定申請」又は「基本チェックリスト」のどちらかを選択できます。



- ・要支援者(要介護者)は、基本チェックリストの実施により事業対象者(認定未更新)となることができます。
- ・認定更新申請を行わずに、認定有効期間が経過した場合でも、認定有効期間の末日から1年後までは、基本チェックリストの実施により、届出日から事業対象者(認定未更新)となることができます。

区分	利用可能サービス	対象者の状態像(めやす)
要支援1	介護予防サービス	・介護予防サービスが必要な方
要支援2	サービス・活動事業	・5,032単位を超えてサービスを利用している方
事業対象者(認定未更新)	サービス・活動事業	・状態が安定していない方(介護予防サービスを利用する可能性のある方)
		・サービス・活動事業のみ必要な方
		・状態が安定している方(介護予防サービスを利用する可能性が少ない方)
		・生活機能の低下は見られるが、サービス未利用の方

(3) 基本チェックリストの流れ

① 基本チェックリストの実施

地域包括支援センター又はケアマネジャーが、対面で基本チェックリストを実施。

※ケアマネジャーが実施する場合、ケアマネジメント担当(予定)者が行ってください。

② 基本チェックリスト等の届出

事業対象者に該当すれば、「基本チェックリスト」「介護予防ケアマネジメント依頼届(サービス未利用者を除く)」「介護保険被保険者証」を区役所介護保険課へ届出

※基本チェックリストは、堺市届出用のものを使用してください。

③ 介護保険被保険者証等の発行

区役所介護保険担当課が「介護保険被保険者証」「負担割合証(発行済のときを除く)」を発行

④ ケアマネジメント

地域包括支援センター又はケアマネジャーがケアマネジメントを実施

「基本チェックリスト届出」と「事業対象者の認定期間」について

① 事業対象者(新規)・・・要介護・要支援認定を受けていない場合

基本チェックリストを区役所介護保険担当課へ「届出した日」から認定期間が始まります。新規の場合は、12か月(12か月後の月の末日まで)で終了する介護保険被保険者証を発行します。

※届出日の遡りは認められませんので、ご注意ください。

② 事業対象者(認定未更新)・・・要支援者(要介護者)が認定更新を行わず、基本チェックリストを実施する場合

認定期間終了日の60日前から届出を受付します。認定期間終了日の翌日から有効な介護保険被保険者証(有効期限はなし)を発行します。

【事業対象者の介護保険被保険者証の記載例】

<p>介護保険被保険者証</p>		<p>要介護状態区分等</p>		<p>事業対象者</p>		<p>給付制限</p>															
<p>番号</p>		<p>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</p>		<p>令和〇年〇月〇日</p>		<table border="1"> <tr> <th>内容</th> <th>期間</th> </tr> <tr> <td>開始年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>終了年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>開始年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>終了年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>開始年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>終了年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		内容	期間	開始年月日	年 月 日	終了年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日	終了年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日	終了年月日	年 月 日
内容	期間																				
開始年月日	年 月 日																				
終了年月日	年 月 日																				
開始年月日	年 月 日																				
終了年月日	年 月 日																				
開始年月日	年 月 日																				
終了年月日	年 月 日																				
<p>住所</p>		<p>認定の有効期間</p>		<p>令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日</p>		<p>〇第〇地域包括支援センター</p>															
<p>氏名</p>		<p>区分支給限度基準額</p>		<p>年月日～年月日</p>		<p>〇第〇地域包括支援センター</p>															
<p>生年月日</p>		<p>居室サービス等</p>		<p>1月当たり</p>		<p>〇第〇地域包括支援センター</p>															
<p>交付年月日</p>		<p>サービスの種類</p>		<p>種類支給限度基準額</p>		<p>〇第〇地域包括支援センター</p>															
<p>保険者番号並びに保険者の名称及び印</p>		<p>(うち種類支給限度基準額)</p>		<p>認定審査会の意見及びサービスの種類の指定</p>		<p>〇第〇地域包括支援センター</p>															

①事業対象者(新規)は「12か月後の月の末日」の年月日が記載されます。

②事業対象者(認定未更新)は「空白」となります。

## 7 事業所指定【介護予防訪問サービス事業所・介護予防通所サービス事業所】

堺市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスを提供するためには、堺市の指定を受ける必要があります。

堺市以外に所在する事業所についても、所在市町村の指定を受けているだけでは、堺市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供できません。必ず堺市の指定を受けてください。

なお、指定日の遡りは一切認められませんので、ご注意ください。